

○ 職員の定年等に関する条例

昭和 59 年 12 月 28 日

改正 平成 26 年 12 月 25 日条例第 5 号
令和 5 年 3 月 27 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 6 条から第 11 条において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が、当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年

退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各号の規定を実施するために必要な手続きは、管理者が定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 管理者は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年男鹿地区消防一部事務組合条例第12号）第2条で準用する男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年男鹿市条例第43号）第5条の3に規定する職及びこれに準ずる職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、管理者が別に定める管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、管理者が別に定める。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条から第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員
の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営
に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員
の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支
障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情
があるため、当該職員
の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長さ
れた期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げ
る事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動
期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日
がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日
までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長する
ことができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める
管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと
ができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、
他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の
管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成
その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下
この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理
監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務
遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該
管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該
管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員
の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充する
ことができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が
占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない
期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に
当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職
が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること
ができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により
延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定

する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に掲げる職を占める

職員にあっては管理者が別に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則 (平成 26 年条例第 5 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年(新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)に達している職員(当

該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第12項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、附則第6項、第10項又は第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用す

る者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）
- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）
- 15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項、次項及び附則第19項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等より名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- (令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)
- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の職員の勤務延長に関する経過措置)

- 23 男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年男鹿地区消防一部事務組合条例第12号)第2条で準用する男鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年男鹿市条例第22号)による改正後の男鹿市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年男鹿市条例第43号。以下「改正後の給与条例」という。)附則第22項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 24 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 25 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 26 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第15条第3項及び第16条第2項第2号の規定を適用する。
- 27 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第7条の3第2項第2号及び第10条第4項の規定を適用する。
- 28 附則第24項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。